

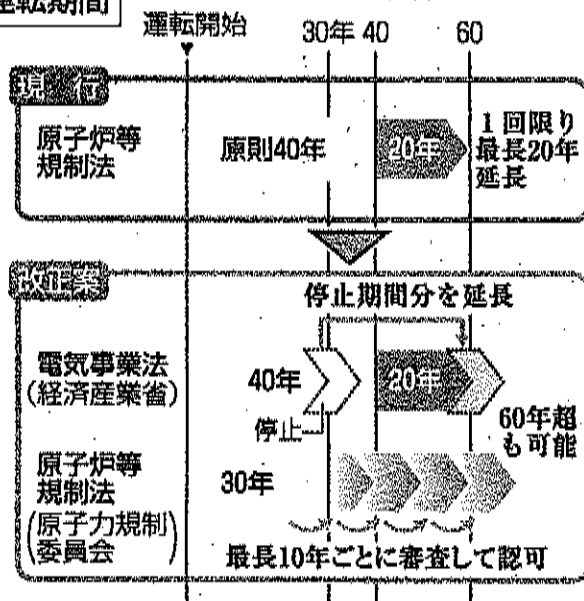
# 原発60年超法案提出

## 首相「エネ安定、温暖化対策」

政府は28日、60年を超える原発の運転を可能にするため、エネルギー関連の五つの法改正案をまとめた東電法案「GX（グリーン・トランスフォーメーション）脱炭素電源法案」を閣議決定し、国会に提出した。原子力基本法に運転期間の規制は「原子力の安定的な利用を図る観点から措置する」と明記。安全規制よりも利用を優先し、原発を長く運転しようとする姿勢が鮮明になった。

今回の制度見直しに、原子力規制委員会の委員5人のうち右派委員は「安全側への改変とは言えない」と反対を表明。十分な説明がないまま、東京電力福島第1原発事故以来の政策転換に踏み出した。法案審議を通じて、安全性への懸念を払拭できるかが問われる。

原発の運転期間



改正案では、福島第1原発事故後に導入した「原則40年、最長60年」という運転期間の規定を、原子炉等

規制法から電気事業法に移す。規定の大枠は維持し、規制委の審査対応などで停止した期間を計算から除外できるようにする。

原子炉等規制法では、運転開始30年後から最長10年ごとに劣化を確かめる仕組みを整備。60年以降の劣化評価の方法や、設計の古さの影響をどう考慮するか

は、規制委の今後の検討課題となる。

28日の国会登壇で岸田文雄首相は「エネルギー安定供給と温暖化対策の両立のため、原子力は必要な規模を持続的に活用する」と強調。規制委の安全確認が大前提になるとも述べた。

原子力基本法は、安全神話に陥り事故を防げなかったことを真摯に反省するとした一方、原発活用による電力安定供給の確保や脱炭素社会の実現を「国の責務」とした。再処理等拠出金法では、経済産業省の認可法人「使用済燃料再処理機構」（青森市）の業務に各地の廃炉作業の統括を追加。再生可能エネルギー特別措置法に、再エネ活用に不可欠な送電網整備への支援強化を盛り込んだ。